

# 会 則

平成 30 年 4 月

つつじが丘シニアクラブ

## つつじが丘シニアクラブ会則

- 第1条 本会は、つつじが丘シニアクラブと称する
- 第2条 本会会員は原則として、つつじが丘地区内に居住するおおむね60才以上の者とする
- 第3条 本会の事務所所在地は、つつじが丘地域福祉センター内に置く  
(所在地：神戸市垂水区つつじが丘4丁目6番7号)
- 第4条 会の目的
- 1、会員相互の福祉と親睦を図ることを目的とする
  - 2、当会の活動を定期的に広報し入会者の増加を図るとともに、地区内高齢者の安全を見守る
  - 3、地域活動に協力する
- 第5条 会の行事
- 1、同好会活動を行うことにより、会員相互の親睦と健康を図る
  - 2、その他
- 第6条 理事会
- 役員は、会長1名、副会長1名、監事1名、書記2名、会計1名、理事若干名、相談役1名（都合により置くことが出来る）で構成する
- 第7条 役員を選出並びに任期
- 1、役員は理事会で候補者を選出し、総会の承認を得て就任する
  - 2、役員任期は1期2年とし再選は妨げない
  - 3、役員に欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする
- 第8条 役員職務は次の通りとする
- 1、 会長は
    - (1) 本会を代表し業務を総括し公印を保管する
    - (2) 本会を代表し業務を総括し公印を保管する
    - (3) 神戸市、垂水区老連の各種会合に出席し、理事会に報告する
    - (4) つつじが丘自治会役員会に出席し、理事会に報告する
  - 2、 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する
  - 3、 監事は、会の業務、会計収支を監査し総会で報告する
  - 4、 書記は
    - (1) 役員会の議事を必要に応じ議事録にして保管する
    - (2) 総会の議事を議事録にして保管する

- (3) 役員会の会議案内を作成配布する
- (4) 総会の議案書を作成する

5、会計は

- (1) 本会の収入を確認し収入台帳に記入し預金通帳（会長名義）を保管する
- (2) 支出業務は支払伝票に会長印の捺印を受けて支出台帳に記入する
- (3) 支出に際しては領収書を受領する
- (4) 収支決算資料を作成する

6、相談役は役員会に会計、会の業務について要請があれば助言する

7、理事は

- (1) 会の業務執行を補佐する
- (2) 市・区老連の会報を受領し、丁目担当理事を通じ各会員に配布する

第9条 会 議

- 1、月例理事会（毎月第一水曜日）
- 2、臨時理事会は、会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要望があった場合は、会長が召集する
- 3、定期総会（年1回 5月）は役員と理事会が指定するサークルの代表者で構成する
- 4、臨時総会は会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要望があった場合は、会長が召集する

第10条 本会の経費は会員の会費、補助金（神戸市、自治会）、寄付金及びその他の収入等をもってあてる。

会費は、会員1名、年額1,000円とし、新年度初めに徴収する。  
年度途中入会者は役員会で決定する

第11条 本会の慶弔規定を定める

- 1、役員在任連続3年以上の方には、退任時慰労金5,000円とする
- 2、弔慰金

会員の死去	香典	5,000円
現役員の死去	香典	10,000円

慶弔金の持参は、原則として本人の居住地を担当する理事が行う

但し、地区外及び現役員の場合は、会長又は之に準ずる者が、地区外に在っては交通費(実費)を支給する

## 第12条 書類及び帳票類の保存期限に関する事項

	(保管期限)	(保管者)
(1) 会 則	改正時まで	書記
(2) 会員名簿	5年	書記
(3) 役員名簿	5年	書記
(4) 会計帳簿	5年	会計
(5) 会議記録 総会資料	1年	書記
定例会役員会資料	1年	書記
(6) その他必要帳簿冊		
役員会で決めた事柄	改正時まで	書記
老人クラブ補助金申請書	1年	書記

## 第13条 その他

### (1) 上部団体の主催行事参加等の交通費支給に関する事項

上部団体 {神戸市老人クラブ連合会 (略: 市老連) 及び垂水区老人クラブ連合会 (略: 垂水区老連)} の主催行事に参加、出務及び出席する場合は、日当500円と交通費実費を支給する

### (2) 正副会長の研修会等の参加、出席に伴う費用の負担に関する事項

参加者の費用負担額の1/2を分担する

### (3) 役員会に在任中の婦人幹部が垂水区老連の主催研修会に参加する時は、その費用負担額の1/2を分担する

### (4) 市老連及び区老連の主催する各種スポーツ行事に出場参加する会員に対して交通費実費を支給する

## 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする

## 第15条 この会則は、従来の経緯を修正したもので平成30年4月1日より施行する

追記、当会は昭和59年4月1日設立し、「つつじが丘老人クラブ」として発足平成29年4月1日に「つつじが丘シニアクラブ」と名称変更した取決め事項は、総会により過半数で決定する